

令和7年9月11日  
遠軽町条例第26号

遠軽町議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

遠軽町長 佐々木修一

#### 遠軽町議会基本条例の一部を改正する条例

遠軽町議会基本条例（平成25年遠軽町条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第6章 議会の機能（第12条—第20条）

第7章 会議の運営（第21条・第22条）

第8章 条例の位置付けと見直し手続き（第23条—第25条）

」を「

第6章 自由討議の拡大（第12条）

第7章 議会の機能（第13条—第21条）

第8章 会議の運営（第22条・第23条）

第9章 条例の位置付けと見直し手続き（第24条—第26条）

」に改める。

第4条第3項中「ホームページ」を「ホームページ等」に改め、「会議の議案、調査資料等を事前に」を削る。

第7条第7項中「町民に対し説明責任を果たす議会報告会を必要に応じて」を「議会報告会等を年1回以上」に改める。

第8条第4項の次に次の1項を加える。

5 議員は、二元代表制の充実と住民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会の委員に就任しない。

第8章中第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、同章を第9章とする。

第7章中第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、同章を第8章とする。

第6章中第20条を第21条とし、第12条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

#### 第6章 自由討議の拡大

(議員間の自由討議)

第12条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議の時間を十分に確保することで議論を深め、合意形成に努めるものとする。

2 議会は、町民の関心及び参画の意欲が高まるような議論を行う。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。